

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方
----------	--------	----	--------------

「放課後の居場所を提供する事業」にかかる意見については、放課後事業部会にて審議します。

1	第1章 計画の 策定にあたって	大阪市の現状から、市民・企業・団体任せではなく、大阪市の責任をもって安心して子育てができる環境を拡充する施策の具体的な計画を策定してください。	本計画にも記載しておりますが、子ども・子育て支援は行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校園、企業、そして市民一人ひとりが、自ら行動し、共に力を出しあって連携、協力していくことが不可欠と考えております。本計画では、市民や地域の主体的な活動の一層の活性化と計画に基づく行政施策の着実な推進が両輪となって、次代を担う子ども・青少年の健やかな成長を社会総がかりではなくぐんでいくことをめざしております。	7
2	第1章 計画の 策定にあたって 第3章 計画の 基本的な考え方	子どもたちが未来に夢と希望を持って健やかに成長できるように、大人も子ども誰でもが笑顔で、挨拶の行き交う街に、大阪がそんな街になればいいと思います。それには、行政に頼るのではなく、地域に住まいする私たち自身が私たちの手で自分たちが住んでいる街を明るくすることが一番の近道だと思います。難しいことではなく、誰もができること。例えば私の住まいしている町会では女性部が中心になって、町内と会館の清掃を行っています。我が家では主人も子どもたちも、都合がつけば一緒に掃除します。ほんの15分程度のことですが、自分たちの街を自分たちで綺麗にできたことがとても嬉しくて、掃除の後の皆さんの顔が自然と笑顔で輝いているのです。もう一つとても大切なことは、子どもたちの成長にとっても、私たち大人にとっても、家庭が心地よい場所であること。これも難しいことではありません。毎日の食卓を出来るだけ皆で囲むこと。家でみんなで食事をとること。但し、テレビを消して、スマホや携帯は食卓に置かずにできれば離れたところにおいて、家族の顔を見て、今、食べているごはんやおかずを見て食事をします。それだけで、食事が単なるエネルギー補給から、愛という心の栄養源になります。もしかしたら会話の少ない家庭も、きっと話が弾むと思います。子供たちが将来どんな家庭を作るかのモデルの基本は例えば反面教師であったとしても、その生まれ育った家であることは、間違いありません。子どもは親から愛情を掛けてもらうことで、人を愛することを学びます。自分だけの利益追求でなく、人を思いやる人へと成長します。親は子どもに愛を注ぐことで、幸せを感じ、充実感を得ます。愛されること、褒められること、人の役にたつこと、人に必要とされること」この4つに人は幸福を感じると聞きますが、幸福を感じることが出来る「心」を育むのは家庭であり、地域のおじさんやおばさんに見守られている（少々面倒かもしれませんが）、安心感です。大阪にはまだまだ、そんな人のつながりがあります。今のうちに、家族と地域の繋がりを守る静かな行政のサポートが必要だと考えています。	子どもや青少年の健やかな成長を、社会全体で見守り、はぐくむ大阪市を実現するために、まず、個人や家庭で解決する「自助」、住民相互の助けあいの中で解決する「共助」、行政が取り組む「公助」という「補完性の原則」もふまえ、それぞれの主体が果たすべき役割を担いながら、バランス良く取組を進めていくことが重要であると考えております。本計画は、「市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します」とする基本理念に基づき、「公助」として行政が担うべき取組を取りまとめ、さらに、「自助」や「共助」の活動を支援する取組も取りまとめています。	7 40

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	資料 1 - 2	計画掲載 ページ
3	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	大阪市内で子育てをしながら大阪市内で保育士として働いています。保育所入所問題から学力の低下など親だけでなく子どもの耳にも入ってくるような現状の中で子どもが安心してすごし成長していけるのか・・・学校では課題に追われ、チャレンジテストで成績がさらされる状況で自己肯定感が育つのか・・・本当に不安でしかありません。何の為のチャレンジテストなのか。それをしたからといって向上している様な変化は日常では見えないし、むしろ毎日疲れて帰ってくる子どもを見て将来が不安になります。もっと子どもの豊かな成長のために本当に必要な環境や施策を考えてほしいです。	本市で行っている「大阪市版チャレンジテストplus」は、学力向上にかかる取組の1つとして本計画に記載しておりますが、「生徒及び保護者が、学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにすること」、「学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用すること」、「学びの連続性を確立する観点から、客観的・経年的なデータを把握、分析し、効果的な指導方法や課題を『見える化』し、その改善に役立てること」を目的として実施しております。 本市といたしましては、こうした施策を通じて、こどもたちの学力向上に向けた取組を進めてまいります。		62
4	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	チャレンジテストの見直し、学力向上にはつながりません。職員、こどもも負担です。学力向上につながるにはこどもたちの学びたい意欲を育てるべきです。	同上		62
5	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1 基本方向3	スマホ等の使用によるコミュニケーションスキルの低下に対する対策をお願いします。	本市では、就学前の教育・保育や学校教育のさまざまな活動を通じて、こどもが他のこどもや大人とコミュニケーションが円滑に行うことができるような取組をさまざま行っております。例えば、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の推進では、学習・指導方法の改善が目的ですが、全ての学習の基盤となる言語能力等の育成も重視して取り組んでおります。「キャリア教育の充実」では、キャリア発達にかかわる「人間関係形成能力・社会形成能力」をはじめとする諸能力を育てるため、特別活動と各教科等との関連を図るとともに、キャリア・パスポート（仮称）を活用するなどして、体系的・系統的にキャリア教育を進めてまいります。 また、本市では、不登校・ひきこもりへの取組や、若者自立支援事業を行っております。若者自立支援事業では、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者に対し、コミュニケーション講座や社会参加プログラムなどのサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援しております。 これらの取組につきましては、本計画の取組として記載しております。		65 68 161 164

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料 1 - 2

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	計画掲載 ページ
6	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	素案68ページの特別支援教育の充実において「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」とありますが、なぜ「推進」というあいまいな言葉を用いるのでしょうか。重点施策として、作成・活用は「義務」と明記するべきです。また、計画の「質」についても、第三者も参画して、個別にチェックや計画の見直し・修正をしていかなければ「充実」をしていくことは困難です。それは、素案にも"PDCA"というキーワードが記載されているとおり、PDCAを確実に実行する「人」が必要です。	小・中学校における新学習指導要領では、特別支援学級の在籍及び通級による指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を全員作成することとなっており、各計画の作成と活用にあたっては、PDCAサイクルを通して改善を図りつつ進めております。 すでに取り組んでいることから、ご意見を踏まえ、本計画では「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用する」と修正いたします。	69
7	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1	子どもの受動喫煙の危害防止の具体策が抜け落ちているように思います。改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされていますが、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止は入っておらず、兵庫県受動喫煙防止条例などでは以下が規定されています。子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を盛り込むようお願いします。 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定も。 一方で、子どもの時から以下の教育、啓発が大切で不可欠です。「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」	本計画においては、「たばこに関する正しい知識の普及啓発」として、「たばこ（未成年喫煙対策・受動喫煙防止対策等）に関する正しい知識についての普及啓発推進のため、ホームページや各区保健福祉センターで実施する健康講座など様々な機会を通じてたばこの健康への悪影響を発信していきます。」と記載しております。 こどもへの受動喫煙防止対策につきましては、平成30年12月に施行された「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」により、全てのこどもたちが安心して健康的に暮らすため、受動喫煙防止に努めるとされていることから、各学校や民生委員、児童委員を通じて周知啓発を行っております。府条例の趣旨をふまえ、引き続きこどもの受動喫煙防止対策に努めてまいります。	77

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	資料 1 - 2	計画掲載 ページ
8	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向1 基本方向3	大阪市は年々人口が減少し出生率も全国に比べて低いです。こどもを1人育てるのにかかる費用が大きいのが原因の1つだと思います。日本では約7万人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれていて、平成26年度子供の学習費調査によると教育支出のうち約6～7割が塾や習い事等の学校外の費用で、世帯収入の低い家庭の子どもは学校外教育にかけられる費用が低く学力テストの正答率も低くなっています。大阪市の学力低下と子どもの貧困を減らす為にも、学費の無償化や児童手当の増額など、生活を安定させるための補助があればと思います。	近年の状況をみると、本市においては、出生率が低下せず、人口全体としては微増となっております。また、本市が大阪府と共同して平成28年に実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、世帯の経済状況がこどもの生活や学習環境、学習理解度にも影響を与えていることが確認されております。 本計画では、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供する取組として、一定の所得要件を設けた上で、市内在住中学生の約5割を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を月額1万円を上限に助成する「塾代助成事業」や各区での取組を記載しております。また、こどもの貧困に関する取組としては、「大阪市子どもサポートネット」等を記載しております。		80 155
9	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	小学校の教員です。 大阪市子ども・子育て支援計画が、より実効性のあるものとなるために意見を述べます。「第5章 基本施策と個別の取組」には、基本方向1として、こども・青少年の生きる力の育成、基本方向2として、安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境の充実、基本方向3として、こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットの確立が書かれています。これらを達成するためにも家庭や地域、学校園などの声をタイムリーに聞いて行動する必要があると思います。 昨今、企業でも顧客からの意見に対して、窓口のワンストップ化が多いのですが、役所に関しても、その方向性をより進めていくべきだと思います。そこで、地域からも、学校園や保育園所からも、家庭からも「こども・子育て」のことにに関して、まずは相談できるという部署を作り、そこから関係部署やNPO、企業、各種団体、事業所、病院などに連絡していくようにしてはどうでしょうか？もちろん、現在でもそれがあるのであれば、さらにその立場を強めるとともに、市民に広く周知してください。	本計画では「区保健福祉センターにおける相談の充実」として記載しておりますが、本市では各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、関係機関と連携し、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行っています。 また、各区保健福祉センター子育て支援室では、区要保護児童対策地域協議会の構成員として保育所や学校、地域の民生委員・児童委員などに参加してもらいなど、地域との関係機関と連携しながら、必要な支援につなげるよう努めています。		106

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料 1 - 2

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	計画掲載 ページ
10	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	市、区役所など行政が設置している広報や相談体制は、未整備と言わざるを得ないです。大阪市は、政令指定都市では14万人弱と外国人住民が最も多い、外国人住民率も多い状況があります。特に大阪市は、インバウンドが日本一、万博の開催が控えている時期です。急増する外国人対応は、最重要課題です。これに関して、外国人にバリアを設けないことが基本です。また、行政の対応はスピードが遅く、制度や対策に遅れ感を覚えます。区役所での相談は、交流センターを交えた「トリオフォン」が主力でお粗末です。現状は制度の内容や仕組みなど簡単な照合レベルが多いので表面化していません。今日の多言語化時代は、外国人にとって、医療、福祉、子育て、こどもの教育など直接生活に関する問題が多いです。これらの問題への安心は、雇用問題など大阪経済にも影響を与えます。福祉以外の分野との連携を視野に入れる必要があります。外国人住民の多い大阪市の特性を生かす、大阪市と外国人への情報提供、相談支援体制の整備、充実が求められます。	本市では、本市の国際交流の拠点施設である大阪国際交流センターを活用して外国人が住みよい、働きやすい環境づくりを推進しており、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正に伴い、令和元年7月より外国人住民等を対象に多言語で相談を行うとともに、行政手続き等を一元的かつ多言語で案内しております。 なお、本計画では新たな施策として「外国籍住民のこどもと家庭への支援を充実します」を追加しており、今後、外国籍住民のこどもと家庭への支援についても充実を図っていくこととしております。	121
11	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	大阪市の現状から市民・企業・団体任せでなく、大阪市が責任を持って安心して子育てできる環境を拡充する施策の具体的計画を策定して下さい。待機児童解消のためには0～5歳まで安心して預けられる認可保育所の増設してください。また、認可外保育施設の認可を進めるさいには地方裁量型認可化移行制度の活用ではなく、認可基準を満たした施設に移行して下さい。配置基準や面積基準を引きあげこどもの発達や安心や環境を守って下さい。	本計画では、令和6年度までの増加する保育ニーズを見込み、このニーズに対応した保育施設を確保することとしています。今後は、既存施設も活用しながら、必要な地域については認可保育所等の整備を計画的に進めることで、待機児童の解消はもとより、保育を必要とする全ての児童の入所枠確保をめざしてまいります。 なお、保育施設の設置にあたっては、本市条例等に適合した施設であること及び、入所児童の健全な育成等、適切な保育環境を確保することを条件として認可しております。	124
12	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	保育施設は増えているが、小規模、企業型、認可外保育施設が多いです。認可外での保育事故が増えている中、子育てが安心してできるように認可保育施設の増加が必要だと思います。基準を緩和しないでほしいです。	本計画では「保育所等の整備」として記載しておりますが、入所保留児童も含めて、保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向け、認可保育所等の整備を計画的に進めております。	124

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料 1 - 2

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	計画掲載 ページ
13	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	保育者の確保及び資質の向上のために講ずる配置になっているはずなのに、大阪市の計画案には保育士を入れる人数などが正確に決定していません。確保するにはそれなりの援助金をもっと必要であると思います。	本市としましても、保育士不足は全国的な課題で、市内の民間保育所等が保育士確保に苦慮されていることは認識しております。 そのため、本計画では「保育人材の確保対策」として記載しておりますが、本市独自施策や国の保育人材確保事業も活用して、市内の民間保育所等における保育人材確保に鋭意取り組んでおります。	125
14	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	子どもたちの命や安全を守るために園訪問とか抜き打ちでしていますが、その費用をプール監視員の費用にして各園に人材として派遣できるようにするとか、もっと子どもたちに役立ててほしいです。	本計画では「保育所等の事故防止の取組強化事業」として記載しておりますが、本市では、重大事故が発生しやすい「睡眠中、食事中、水遊び・プール活動中」の時間帯を中心に保育施設を訪問し、保育状況の確認、必要に応じた指導・助言を行っており、今後も継続して取り組んでまいります。 なお、本市では、平成30年度より国制度を活用し、こどもの安全確認や清掃等の保育周辺業務を行う者を配置した場合に、それに必要な経費を民間保育所等に補助する保育体制強化事業などを実施しております。	129
15	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向2	タワーマンションがたくさん増え、子育て世帯が増えておりますが、この地帯には公園が全くありません。マンションをドカドカ建てる土地があるなら、どうか子供達が安心して遊べる場所・公園を作ってください。	本市では古くから高密度に都市化が進む中、都市の貴重なスペースを確保しながら、公園整備を推進してきました。現在、限られた予算の中で計画的に公園整備を進めているところですが、新たにまとまった土地を確保して公園整備をすることは、既成市街地において当該用地が限られていることや、用地取得に多額の予算が必要となることなどから、困難な状況です。いただきましたご意見を参考にしながら、現在計画している公園整備を進めていくとともに、今ある既存の公園を、より安全・安心、快適にご利用いただけるように努めてまいります。 なお、本計画では「住区基幹公園の整備」として記載しております。	135

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	資料 1 - 2	計画掲載 ページ
16	第5章 基本施策と個別の取組 基本方向3	小学校の教員です。 「子どもサポートネット」が市内全部の区で始まります。先行して行われた区では、区によって、また推進員の動きによってその効果や業務内容がバラバラでした。朝、家まで迎えに行ってくれる担当者がいるという区もありました。また、学校によって積極的につながろうとしている学校もあれば、あまり関係していない学校もあるようです。 でも、この支援計画を読むと、基本的には子どもの貧困対策で、行政の支援につながぐということだとわかりました。貧困は確かに大きな問題で、そこからさまざまな問題が発生するのですが、日々の子どもは親との関係でもっと切実な状況に追い込まれています。 「子どもサポートネット」が本当に子どものサポートになってほしいです。そのためにも、推進員の権限強化、SSWやSCの増員と身分保障、区の家児児童相談員や子ども相談センターとの連携の強化などをぜひお願いします。	本計画に記載しておりますが、「大阪市子どもサポートネット」は平成30年度からモデル7区で区長マネジメントにより実施しており、その効果検証から、課題を抱えたこどもやその家庭の発見、適切な支援へのつなぎや助言指導により課題を解消し、最終的には教職員の負担軽減につながる効果も見込まれることから、令和2年度より全区へ展開してまいります。全区展開にあたっては、モデル実施を検証し、こどもサポート推進員、SSW、SCの人材確保と育成、また支援機関との連携など実施体制の確実な構築に努めてまいります。	資料 1 - 2	155
17	第6章 計画の推進にあたって	情報発信方法について 西区で区民向けに発信しているLINEによるイベントや災害対策の情報告知を他の区でも実施してほしいです。中央区では区民向けの新聞やFacebookで発信されていますが、子育て世帯にとってはリアルタイムに発信され申し込みもできるLINEの方が使い勝手が良く、また、区民への周知レベルも向上すると思います。	本計画にも記載しておりますが、本市では、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）を徹底して追求し、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざしております。そのため、情報発信についても各区で取組を進めております。	資料 1 - 2	168
18	その他	保育士の休暇保障ができ、ゆとりを持って保育できるように、大阪府の保育士配置基準を0歳児2：1、1歳児4：1、2歳児5：1、3歳児10：1、4歳児20：1、5歳児20：1とし、常勤保育士が配置できるよう計画に入れてください。保育士の処遇改善や休暇保障ができるような抜本的な計画を立てて下さい。このままでは働きたくても働きつづけられません。こどもたちの発達や環境を守ってください。	保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、恒久的な制度として国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	資料 1 - 2	—

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料 1 - 2

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	計画掲載 ページ
19	その他	保育士確保のためにも公立保育所の保育士給料表を元に戻して下さい。	保育士の給料表については、平成25年12月25日付け本市人事委員会からの「職員（保育士、幼稚園教員）の給与に関する報告」を踏まえ、平成27年4月1日から導入されております。なお、人事委員会の給与勧告は、職員の給与を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として実施されております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	—
20	その他	子どもたちを安心してあずけられるよう、人員配置の基準をもっと拡充して欲しいです。また、少人数であれば看護師を配置（常勤として）しなくて良いという点について、重度のアレルギー児など多様化している中不安要素が強いです。子どもが健全に生活していけるために、看護師を全保育施設に1名以上の配置をして頂きたい。	保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、恒久的な制度として国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。 なお、本市では、平成25年度より新たに、児童の健康管理、感染症の予防、傷病の対応など、低年齢児の安全確保のため、乳児9人以上が入所している民間保育所に対し、看護師又は保健師の雇用経費の一部を助成し、看護師等の配置を進めております。また、平成28年度からは准看護師も補助対象として雇用経費の一部を助成しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	—
21	その他	廃止された民間社会福祉施設職員給与改善費を復活させて下さい。保育士、栄養士、調理師、看護師などの人数を十分に確保出来るように職場での労働意欲が持てて維持出来る賃金、労働条件を設定してほしいです。 子育て支援員で補充をされても正規職員、保育士資格を持っている職員の心身の負担が増えている現状は何も変わりません。保育士になろうと思える環境、条件に少しでも近づける様に、保育士の給与を改善して下さい。	本市としましても、保育人材確保のためには保育士全体の処遇改善が重要と考えておりますが、当該制度は国において制度設計がなされていることから、制度の改善、充実が図られるよう国に要望しております。 なお、平成29年度より、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成29年4月27日付け府子本第375号・29文科初第215号・雇児発0427第8号）において、副主任保育士や職務分野別リーダー等の中堅の役職を創設し、その職務・職責に応じた処遇改善を行う処遇改善等加算Ⅱが創設されております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	—

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料 1 - 2

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	計画掲載 ページ
22	その他	栄養のある、あたたかい給食を子どもが食べられるように、給付の対象となる保育施設、保育事業の給食は自園調理を原則としてほしいです。	保育所における給食の外部搬入については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条の2により、満3歳以上の児童に対する食事の提供については、こどもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、食物アレルギー、アトピー等への配慮等一定の要件のもと、外部搬入が認められています。 なお、本市においては、保育所整備にあたって、自園調理が義務付けられている0歳児から2歳児の受け入れも条件としていることから、自園調理室の設置及び自園調理（調理業務委託も可）の実施が必要となっております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	—
23	その他	こどもの健やかな発達に栄養バランスの取れた給食は必須です。給食を保育・教育の一部と考えて、給食費の実費徴収をやめて下さい。	給食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることなどを踏まえ、これまでも保護者が負担することを原則としており、今後も、基本的には保護者に負担いただくべきものと考えております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	—

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料 1 - 2

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	計画掲載 ページ
24	その他	小学校の教員をしています。 虐待の定義、範囲がたいへんわかりにくいです。私が勤務している学校でも、「これは虐待にあたるのではないか？」と思い管理職に相談することがあり、管理職から区役所やこども相談センターにたずねてもらっても、「その程度では、動けないらしいと言われた」と返事が返ってくるばかりです。そして、「学校で、子どもから聞き取ってください」と言われるので聞き取りをするのですが、小学生の中学年にもなると子どもは親と引き離されているのではないかと思ったり、親にばれたらまたきついことをいわれたりするのではないかと心配してい、本当のことを言いません。 こども相談センターは「保護者に、その行為は虐待ですと言ってください」と、学校に言うのですが、それを言って親が逆ギレして、子どもがよけいに何かされたらと思うと言いにきいす。また、そもそも、そういう保護者は連絡がたいへんつきにくいです。 そこで、学校や幼稚園などから連絡が入ったら、いままでの2週間単位の一時保護ではなく、とりあえず2～3日程度、こども相談センターで身柄を保護し、子ども・保護者から聞き取りをするというふうに条例を改正して実施することはできないでしょうか	虐待に関する学校の対応については、平成27年11月に市教育委員会が教職員向けに作成した手引き「子どもの『安心』への支援」に基づいて対応しており、こども相談センターは学校から通告を受けましたら、児童虐待防止法や「子ども虐待対応の手引き」に基づいて速やかに対応を行っております。 一時保護については、児童虐待防止法に「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」行うと定められております。 虐待が疑われる状況があれば、調査のうえ虐待の程度やこれまでの指導経過等を踏まえて在宅のままでは児童の安全が確保できないと判断される場合に一時保護を行います。一時保護は個別のケースごとにアセスメントや環境調整、指導等を行うことを目的にこどもを一時的にその養育環境から離すものであり、こどもにとっては、養育環境の変化により大きな負担を伴うものになることから、その要否については、迅速に必要な調査を行った上で組織的に判断しております。 虐待が疑われる児童を発見された場合には、学校管理職へ報告していただき、前述の手引きに基づいて区役所またはこども相談センターへ連絡をお願いします。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	—

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料 1 - 2

通し 番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	計画掲載 ページ
25	その他	意見発信の場を設けていただきありがとうございます。 目的：体力づくり、安心安全なあそび場の提供 案：土地建物駐車場の売却募集→大阪市による買取→施設の建設 具体内容： 【場所】開平小学校の南東西エリア 【施設】ターザンロープ、上り棒、うんてい、ロッククライミングがあるようなアスレチック 50メートル走ができるトラック （例えば、会社員の昼休みにあたる11：30～13：30は会社員向け、午前中は近隣小学校の体育授業専用、13：30以降は一般開放。のようにする。） すべり台、ブランコ、砂場、鉄棒、うんていがある公園（中央区の中大江公園まで行かずとも、西区の西船場公園のようなイメージ） 【場所の理由】 開平小学校は増築工事で2020.4～2年間校庭が使用できず、使用できるようになったあとも、大阪一狭い校庭。他の小学校でも同様の問題はあるものの、小学校に隣接して遊具のある公園がある。中之島公園は大きな道路を横断して行かねばならず近いとはいいがたく、遊具もなく、ドッジボールをするような環境でもない。マンションが増え、児童数も増えているため、こどもが肩身の狭い思いをすることなく遊べる場が欲しいと思います。ビジネス街でありつつ、こどもが生活するエリアとして、こどものオアシスがあればよりよい環境になると思います。	いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、公園の整備については15番で回答しております。	—
26	その他	土佐堀中央通り・御堂筋～堺筋の間はビジネス街でしかたないと思うのですが、こどものあそび場がないので困っています。セントレジスホテル1階の一角に広いスペースがあり→地域の乳幼児が遊べるスペースに開放してもらえないか。折衝をしていただけるとうれしいです。施設を新設するなら協賛企業を募っていただく等、実現可能性低いと思いますが、検討おねがいします。	本市では、民間事業者への委託等により、各区の子育て支援施設において、こどもの遊び場を提供しているところであり、引き続き、こどもの遊び場の確保に努めてまいります。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	—